

## 冷媒用代替フロン使用状況等報告書

(宛先) 京都府知事		2025年 7月 31日			
京都府木津川市相楽大徳50番地		磯矢硝子工業株式会社 代表取締役社長 小笠原 務			
前年度に保有していた冷媒用代替フロンを使用した第一種特定製品の台数等	第一種特定製品の種類	前年度			
		年度当初の保有台数	整備台数	廃棄台数	年度末の保有台数
	エアコンディショナー	40 台	0 台	3 台	40 台
	冷蔵機器及び冷凍機器	0 台	0 台	0 台	0 台
前年度に第一種特定製品に充填及び回収を行った冷媒用代替フロンの量	第一種特定製品の種類	代替フロン充填量		代替フロン回収量	
	エアコンディショナー	0	キログラム	0	キログラム
	冷蔵機器及び冷凍機器	0	キログラム	0	キログラム
冷媒用代替フロンの漏えい防止のための冷媒用代替フロン使用機器の管理体制	使用時	「冷媒漏えい点検・整備記録簿」により一部委託業者と共に点検・記録し管理している。			
	廃棄時	廃棄時も委託業者に回収を依頼し、「委託確認書兼引取証明書」を発行してもらい管理している。			
冷媒用代替フロンの漏えい防止のための取組の実施状況	使用時	フロン点検者が3ヶ月に1回異音や外観検査を行い簡易点検記録に記録し漏えい防止に取り組んでいる。			
	廃棄時	廃棄時は委託業者に依頼している。			
ノンフロン製品又は地球温暖化係数が低い冷媒の製品の導入方針	なし				
特記事項					

注 1 「代替フロン」とは、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成11年政令第143号）第1条に規定するハイドロフルオロカーボン（HFC）をいいます。

2 「第一種特定製品」とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）第2条第3項に規定する機器をいいます。